

練馬区まちづくり条例施行規則 抜粋

(専門家の派遣手続)

第 76 条 条例第 125 条に規定する専門家の派遣を受けようとする近隣住民または事業者は、派遣要請書（第 83 号様式）により申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合において、派遣の可否について決定したときは、第 84 号様式により当該近隣住民または事業者に通知するものとする。